農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

蘭　越　町

1　促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2　促進計画の目標

(1) 現況

本町は、後志総合振興局管内の南西に位置し、周辺をニセコ連峰の山岳に囲まれた盆地を形成しており、町の中央を道南最大の河川「尻別川」が東西約３０Kmにわたり貫流し日本海へ注いでいる。
その流域に広がる平坦地は、肥沃で水田耕作に適しており、ここで生産される「らんこし米」は全道的に知られている。
本町は農業水利施設の経年変化による機能低下が懸念されているほか、農家戸数の減少や担い手不足による農家の高齢化が進行し、将来の農地・農業水利施設等の農村資源の適切な保全管理に伴う農家負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

（1）を踏まえ、本町では、農業者だけでなく地域住民等の多様な主体の参画のもとに関係団体とも連携し、農地や農業用水等の資源の良好な保全と質的向上を図り、中山間地域等における農業生産条件に関する不利を補正するための支援を通して、多面的機能を確保するとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図るため、法第３条第３項第１号から第３号に掲げる事業の推進により、多面的機能の発揮を促進することを目標とする。

3　法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第３条第３項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業、及び同項第３号に掲げる事業
②		
③		

4　法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5　その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第３条第３項第２号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1　対象農用地の基準

（1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。

ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。

なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア　対象地域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律及び過疎地域自立促進特別措置法の指定地域―蘭越町全域

山村振興法の指定地域―蘭越町（港地区を除く）

イ　対象農用地

（ア）急傾斜農用地

田1／20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）緩傾斜農用地

田1／100以上1／20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、多面的機能支払交付金の活動エリアに含まれていない場合。（勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。）

2　集落協定の共通事項

設定なし

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、本町の農業経営基盤強化促進基本構想に照らして妥当と判断され、地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

4　その他必要な事項

土地改良通年施行を実施する場合は、土地改良通年施行実施計画書を提出し、集落協定に事業の実施を位置づけるものとする。

蘭越町　促進計画区域図

位置図

蘭越町

岩内町

共和町

倶知安町

ワイスホルン

岩内岳

雷電山

目国内岳

前目国内岳

白樺山

シャクナゲ岳

チセヌプリ

イワオヌプリ（磯黄山）

ニトヌプリ

新見

初田

港町

尻別川

能津登

島古丹

磯谷牧場

寿都町

黒松内町

我栄

御成

名駒

清水

鮎川

淀川

上里

吉国

豊国

豊国上

蘭越下

蘭越東

蘭越町

ニセコ栄ゴルフ場

大谷中

昆布西

昆布

昆布高台

瑞穂

相馬

福井

更新

桂之沢

相生

貝川

貝鮫沢川

田下

上目名

目名町

笠

水上

五十戸

黄金

西高

ニセコゴルフ場

板谷

二セコ

見返坂

湯里

昆布温泉

日ノ出

藤山

貫老山

幌内山

謀越

新嘉

金山

東川

港市街図

日本海

尻別川

黄金団地

曙団地

国道5号

大谷団地

名駒市街図

目名市街図

蘭越町市街図

昆布市街図

凡例

	1号事業（多面的機能支払）
	2号事業（中山間地域等直接支払）
	3号事業（環境保全型農業直接支払）
	4号事業（その他事業）